

# 2019（平成31）年度 東京弁護士会会費のご案内

## 1. 個人会費（納付期限：毎月15日）

### （1）一般会費

当会及び日本弁護士連合会の会費です。

2003年4月1日以降に入会された会員は、下記金額に新会館臨時会費を加算した額を、毎月の会費として納付いただきます。

**71期会員は、司法修習修了月（2018年12月）から数えて6か月間（2018年12月～2019年5月）においては、東弁会費の納付を要さないため、東弁会費納付開始時期は、2019年6月からとなります。なお、日弁連会費及び日弁連特別会費については、入会日より納付いただくこととなります。**

修習期	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
67期以前	18,000円	12,400円	2,800円	33,200円
68期	14,500円	12,400円	2,800円	29,700円
69期	9,500円	12,400円	2,800円	24,700円
70・71期	4,500円	6,200円 ※1	2,800円	13,500円
外国特別	17,500円	11,950円	—	29,450円

※1 70期会員は、12月分会費より日弁連会費が12,400円に変更となります。

### （2）新会館臨時会費

弁護士会館（霞が関）の維持管理に充てるため納付いただく会費です。会費額は入会日に応じて決定いたします。

**2016年11月2日開催の臨時総会において、2016年11月2日時点で在会している65～68期の会員（裁判所法に基づく給与を受けていたものを除く）の2017年1月以降の新会館臨時会費が、免除されることとなりました。また、69期以降の会員は、入会日より新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。**

入会日	会費額	支払方法（原則）	納付期間
2003年3月31日まで	130万円	—	入会から5年を経過するまで
2003年4月1日～2004年3月31日	130万円	月額1万円	入会月から130ヶ月
2004年4月1日～2005年3月31日	120万円	月額1万円	入会月から120ヶ月
2005年4月1日～2006年3月31日	110万円	月額1万円	入会月から110ヶ月
2006年4月1日～2007年3月31日	100万円	月額1万円	入会月から100ヶ月
2007年4月1日～2008年3月31日	90万円	月額5千円	入会月から180ヶ月
2008年4月1日～2009年3月31日	80万円	月額5千円	入会月から160ヶ月
2009年4月1日～2010年3月31日	70万円	月額5千円	入会月から140ヶ月
2010年4月1日～2011年3月31日	60万円	月額5千円	入会月から120ヶ月
2011年4月1日～2015年12月16日	50万円	月額5千円	入会月から100ヶ月
2015年12月17日～2018年3月31日	40万円	月額4千円	入会月から100ヶ月

◎ 外国特別会員 ⇒ 入会日に応じた会費額を月額1万円ずつ納付いただきます。

◎ 2018年4月1日以降に入会した会員は、「新会館臨時会費を徴収する件」の決議により新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

## 2. 法人会費（納付期限：毎月25日）

弁護士法人が納付する当会及び日本弁護士連合会の会費です。会費額は弁護士法人の社員数に応じて決定いたします。

当会に従たる事務所のみが存在する弁護士法人の場合は、東弁会費のみを納付いただきます。

外国法事務弁護士法人の場合は、日弁連特別会費を除いた会費額（東弁会費＋日弁連会費）を納付いただきます。

社員数 ※2	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
社員1人	9,500円	2,480円	560円	12,540円
社員2～10人	9,500円	6,200円	1,400円	17,100円
社員11人以上	18,000円	12,400円	2,800円	33,200円

※2 社員数の基準…原則、毎年1月1日現在の社員数。社員数には、当会に所属しない社員も含む。

\* 問い合わせ先：財務課 TEL. 03-3581-2208